

いじめ重大事態報告書（中学校、高等学校）から 明らかとなったいじめ方策

—重大事態を回避するために—

Measures to Prevent Bullying Revealed by the Reports on Serious Cases of Bullying
from Junior High Schools and High Schools in order to Avoid Severe Cases

酒井 徹

Toru Sakai

Keywords : いじめ、重大事態

1. はじめに

新聞、テレビやインターネットからの情報で、中学生や高校生など学齢期の子どもたちが関係する鉄道事故や高層階からの転落等の報に接すると、自死ではないのか、その背景にはいじめがあったのではと連想することがある。いじめは子どもたちにとって深刻かつ重大な課題である。社会全体の人間関係が希薄になっている現状では、子ども社会でも希薄化の傾向は否定できない。いじめが人間関係の希薄化だけを原因に発生しているとみなすことはできないが、その要因の一つであろうことは推察できる。そのため、希薄化が解消されないことには、今後も課題であり続ける可能性は高い。いじめについて森田（2010）は、「いじめは根絶することはできない。だが、止めることはできる」としている。いじめを根絶するには至らなくとも、減少させること、重大な状況に発展させないことは、不可能ではないと考える。

平成25年6月、深刻ないじめ発生に対する手立てとして、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、いじめ防止対策推進法（以下、「法」と略記。）が公示され、同年9月に施行となった。筆者はいじめ問題だけに特化した法律を、制定しなければならなかった事実は極めて重大であると考え

る。法は第1条において、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と、いじめの害悪性を指摘し、さらに「児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定め」と、法制定の趣旨を明らかにした上で、「いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する」との目的を掲げている。法ではこのような理念のもと、いじめ防止基本方針等、基本的施策、いじめの防止等に関する措置、重大事態への対処、雑則、の各章について、第35条までの条文と附則を示してある。

文部科学省は、法第2条の定義に基づくいじめの状況について調査し、文部科学省（2019）¹⁾として公表している。ここにはいじめの認知学校数・認知件数、警察に相談・通報した件数、いじめの現在の状況、いじめの態様、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組、いじめの日常的な実態把握のために学校が直接

児童生徒に対し行った具体的な方法、いじめ防止推進法が求める取組状況等の各項目があり、継続的な調査であるために経年変化を読み取ることができる。

しかしながら、統計調査について森田（1999）は、「文部省統計は教師報告に基づくものであり、さらに、集められた事例は市町村教育委員会に報告すべきケースかどうか判断された上で集約されたものであるために、基本的には教師もしくは学校が把握し報告に値すると認めている事例であるという性格を免れることはできない。」と説明し、教師によって認知されているか否か、さらには報告するに値するかどうかの判断を経た報告であるため、実数との相違を指摘している。また滝（2014）は、いじめの認知件数の推移について、「件数が多いのは、いじめが社会問題化した年（またはその翌年）」であり、それ以降は、マスコミ報道が減るためなのか、まるで何事もなかったかのように件数が減少していく」と解説し、いじめの報告件数は社会情勢によっても増減が見られることを示唆している。つまりこの調査による件数等の数値は実態を正確に反映したものではなく、いわゆる暗数が存在する可能性がある。けれども全国規模では唯一の調査であり、いじめ防止対策の進捗状況を確認する上で重要である。

2. 課題の設定と本稿の目的

文部科学省（2019）及びこれまでに継続実施されてきた調査報告をもとに、法第28条第1項に規定する校種別の重大事態の発生件数について注目した。データをもとに筆者が作成したのが、図1、図2、図3である。各図中の第1号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第2号とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、にそれぞれ該当する。第2号の相当の期間について、文部科学省（2016）は、「不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては『ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。』』としている。

法の施行直後である2014年度に中学校で報告されたいじめ重大事態件数が際立って多いものの、2015年以降はどの校種とも増加傾向にあることが分かる。この点については、ただ単に重篤ないじめが増加していると判断されるのではなく、現状では法への理解が深まる過程にあるとも考えられ、例えば吉田（2017）も、学校現場での法の理解が十分ではない状況にあるためこのような傾向が示されると指摘している。このような事態に対して、粕谷（2017）はいじめについて、教員、学校、教育委員会をはじめとして社会全体が、いじめの定義の理解も含め、正しい理解を共有することが大切であると解説

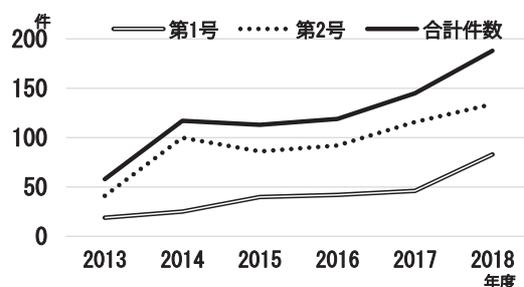


図1 いじめ重大事態発生件数(小学校)

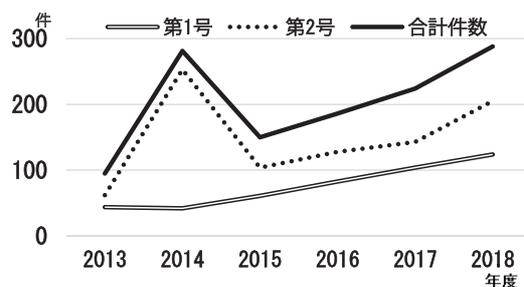


図2 いじめ重大事態発生件数(中学校)

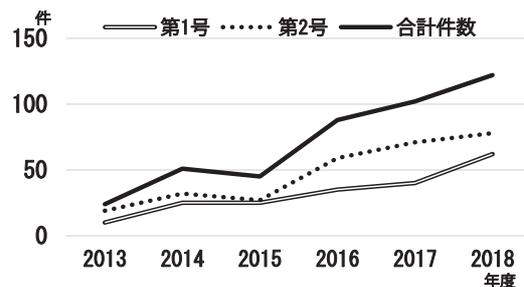


図3 いじめ重大事態発生件数(高等学校)

している。このように、いじめ重大事態に関する理解や認識が徹底されていないため報告されなかった案件が法の施行直後は存在したものの、法への理解が深まるにつれ、今後は重大事態と判断される案件が増える可能性がある。松浦(2013)は、「教師や教育委員会の職員は教育の専門職でありその専門性を担保するには、常に職務内容のリニューアルが求められる。そのためには内省的姿勢 (reflexive style) が不可欠である。いじめについても常に新しい原理や克服の手法について学ばなければならない。」と解説したが、松浦の主張が徹底されれば、今後も報告件数の増加傾向は続くものと予測できる。同様に松永(2017)は、「自治体が設置した協議会に出席しているが、学校教育におけるいじめの実態とその対応については、確固とした解決が見い出せないまま、試行錯誤で取り組まれている現状にある。」と、現状のいじめに関する取組自体にまだまだ課題があることを指摘している。

ところで総務省は、いじめ防止対策の推進に関する調査を行い、総務省(2018)にまとめるとともに、文部科学省と法務省に勧告を行った。勧告内容には、法20条で国及び地方公共団体は、いじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行い、その成果を普及するものとするとして規定していることを取り上げ、重大事態の調査結果の収集・分析について、実施時期、実施主体などの具体的な取組内容についてただした。しかし、総務省(2018)の発行時点では、未定との回答しかない。その一方で、総務省がヒアリングを行った教育長等及び教育委員会からは、重大事態の事例を整理したものの提供等を求める意見等も聴かれたとの記述がある。

重篤ないじめを防止するため、これまでに報告されたいじめ重大事態報告書をもとに、そこにいたるまでの要因等を分析し考察することは、同様な案件を回避するための手立てとなり、今後のいじめ対策に効果をもたらすものと考え、このことを本稿の目的とする。

具体的には、情報公開制度によらず都道府県や市町村教育委員会のホームページから入手できた自死案件に関する報告書のうち、公表から日時が経過していない5通(中学校3通、高等学校2通)をもとに、各いじめ重大事態報告書から経緯や背景を明らかにし、今後のあるべきいじめ指導や対策について考察する。なお、報告書は、調査報告書の全体版、調査報告書から特定頁が除かれた公表版など自治体によって体裁が異なる。そのため取り上げるのは各報告書から確認できた範囲となるが、一部は報道内容等公知の事実も加味した。また、報告書ごとに文字数が大きく異なるとともに、文書量が膨大となっているものもあることから、単に転記するのではなく、その記述を尊重しながらも筆者の判断で必要と思われる内容を抽出、要約し、修正や一部見解等も付加して記述した。また、報告書ごとに概要、重大事態へと発展した経緯及びその間の課題、に分類した上で記載した。さらに、今後の取組に参考となる各報告書の提言については、一括して「4. 報告書提言から」に示した。

3. 各重大事態報告書から明らかとなった事実

3-1 加古川市教育委員会(2018)

3-1-1 概要

平成28年9月、加古川市中学2年生女子生徒(本稿では以下、「当該生徒」という。)の自死事案(本稿では以下、「当該事案」という。)が発生した。市教育委員会は、当該事案を法第28条第1項第1号に該当するものと考え調査した。開始当初より、調査には限界があると考え、第三者委員会に客観的な調査を依頼することとし、当該生徒の家族の了解を得て、同年11月30日に対策委員会を立ち上げ調査を行った。対策委員会は、平成29年12月に調査報告書をまとめた。報告書では、いじめにより当該生徒が自死に至ったものと認定した。その内容は、学級や部活動での、無視・仲間はずれ・からかい(呼ばれたくないあだ名で呼ぶなど)であった。具体的には、

○中学1年2学期、部活動で一緒にいじめられていた生徒の保護者が訴えたが、学校はいじめではなくトラ

- ブルと判断したため、当該生徒は無力感を感じた。一度収まっていたいじめも復活した。
- 最もひどい時期は、中学1年の3学期のころであった。この頃当該生徒は、クラス内で「うるさい」「元気」な生徒から、からかいのターゲットにされ、クラス内で孤立し、学級内のほとんどが当該生徒に手を差し伸べなかった。このため強い無力感を経験し、強い希死念慮を抱いた。
 - 中学2年以降もクラス内や部活動での無視やからかいは続いた。当該生徒は、中学2年以降も継続するいじめに対して、強い心身の苦痛を感じた。
 - 当該生徒は、中2の6月に、学校生活アンケートで、いじめられている旨の回答をした。しかし学校は、何ら対応をしなかった。対応していれば、当該生徒は、無力感から脱することができ、自死行為をせずにすんだと考えるのが合理的である。
 - このような事実経過を経て、当該生徒は、自死により亡くなった。

3-1-2 重大事態へと発展した経緯やその間の課題

調査報告書は学校及び教育委員会の当該事案発生に係る課題として次の点を指摘している。

- 学校の気づきの問題
 - いじめの定義の適切な理解・認識と共有の問題
 - 教職員間の情報伝達と共有の問題
 - 組織としての認知と対応の問題
- また、関係教職員の気づきに係るものとして、
- 個々の教職員や全教職員が法の「いじめ」の理解と認識について共有できていなかった
 - いじめ事案をはじめ生徒指導上の諸問題への教職員間の情報伝達と共有が十分でなかった
 - 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会）による「組織」的ないじめ認知と対応がなかった

さらに、当該事案発生後に関して、遺族の心情を害する発言があった、学校によるアンケート調査及び生徒、保護者、教員面談が積極的には実施されなかったこと等を課題としている。

3-2 所沢市教育委員会（2019）

3-2-1 概要

平成29年7月10日午前7時30分頃、所沢市内の私鉄線踏切内において、通学途中の所沢市立中学校1年男子生徒（本稿では以下、「当該生徒」と略記する。）が列車にはねられ死亡した。本事案は自殺と判断された。

所沢市いじめ問題対策委員会は、当該生徒に対する次の行為についていじめと判断した。

- 保護者からの中学入学記念の学用品を壊された
- 複数の常に侮蔑的なあだ名で呼ばれた
- 読んでいた本について、その挿絵から「エロい」などと、からかいを越えてはやし立てられた

調査報告書によれば、当該生徒の自死の原因については、特定要因を示すことは困難で、「複数の要因が同時に急速に進行し、当該生徒のか細いSOSを拾うことができなかつたため」としている。また、学校の管理体制も十分機能していなかった、保護者や家族との関係においては、相応に当該生徒に関心を持ち、大きな問題があったとは言えないと判断した。

3-2-2 重大事態へと発展した経緯及びその間の課題

当該生徒は、小学校時代から自己主張するよりも友人たちの話を聞く方で、暇な時間は、自席で本を読んでいることが多かった。中学校入学後は、4月の生活記録²⁾の中で、友人との良好な関係や希望する委員会活動に参加できたこと、学校行事を待ちわびる思いなどを記述し、中学校生活に期待していた。部活動では卓球部に入部したが、イメージとは大きく異なり、顧問への不満も重なり、友人に「（部活動が）本当に嫌だ」

と述べるようになった。学級担任が部活動顧問、委員会活動の担当であった。このように当該生徒は、多くの活動に対しイメージとのギャップを感じた。

当初は生活記録に短文ながらも記載した。しかし、担任がコメントを書けば書くほど、当該生徒の文章は短くなり、「何もなかった」と記述するようになっていった。

部活動が始まると、親しい友人との共有時間が減った。以前は友人に不満を吐き出してバランスをとっていたものの、それがかなわなくなった。この頃から読んでいた本について、「エロ本」などと頻繁にはやし立てられるようになった。本は当該校の図書室にも備え付けられている。次第にからかいを越え、侮蔑的なニュアンスを含めたいじめに変わっていった。また、氏名に関するあだ名も、非常に侮蔑的なあだ名として使用された。

6月頃には保護者からプレゼントされた学用品を、友人が壊した。委員の当番も欠席がちとなり、また、授業中トイレに行くことが増え、挙手や発表なども減っていった。6月5日、学校内で「QUテスト」が実施された。この結果からは、当該生徒は友人との関係をそれほど悪くはとらえていない。しかし、自分から聞く、意見を言う、あるいは頼んだりすることはできないでいた。教職員には不信感を抱き、進路についての意識も低い。さらに学級内の居心地は極度に悪く、被侵害得点は学級内最高値で、学級内唯一の「要支援対象者」になっていた。この結果は、7月4日に学校に届いた。担任は本事案発生時まで結果について詳細には目を通していない。

あだ名については、6月前半は返す余裕もあったが、次第に余裕もなくなりうつむいたままになっていた。苦痛を通り越して無力感に至り、さらに落ち込んでいった。7月もからかいが続いた。教職員の声かけには、「はい」「大丈夫です」程度の反応があった。担任は当該生徒について無表情で感情が表に出てこないため、何を考えているのか分からない、反応がない、やる気がないのは何故かと考えていた。7月上旬、当該生徒は体調不良で登校した。担任が保健室に連れて行ったところ、「昨日血を吐いた」と申告したため早退させた。担任は保護者にも電話連絡をしているが、心理的なケアを含む対応をとった形跡は確認できない。

3-3 取手市教育委員会 (2019)

3-3-1 概要

平成27年11月10日、取手市立中学校3年在籍の女子中学生（本稿では以下、「当該生徒」と略記。）が自殺行為を行った（翌日未明死亡）。平成28年3月16日、取手市教育委員会のもとに第三者委員会（本稿では以下、「取手市調査委員会」と略記。）が設置された。しかし、平成29年6月12日、取手市調査委員会は、法第28条に基づかないとの理由で解散した。平成29年11月1日、本来取手市が行う事実関係を明確にするための調査（並行調査）を茨城県が受託し、取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会（本稿では以下、「調査委員会」と略記。）が発足した。

調査委員会は、当該生徒への次の行為について、いじめに該当すると判断した。

- 複数の生徒（本稿では以下、いじめ加害生徒を「関係生徒」と略記。）が、当該生徒に視線を送りながら耳打ちや、声に出さずに口元を動かし（口パク）、当該生徒をからかい、非難するような態度をとった
- 複数の関係生徒が、当該生徒の個別アルバム³⁾に、「ほんとうんこだよ」「クソってるね」などと、当該生徒の人格を誹謗中傷する文言を書き込んだ
- 複数の関係生徒が、当該生徒を連日のように「くさや」と呼び、また、当該生徒の手を引っ張って他の生徒のところに連れて行き、「嗅いでみて?」「臭くない?」などと言った
- 関係生徒が、体育の授業で行われた球技のチーム決めにおいて、当該生徒をチームからはずそうと画策し、他の生徒に対しグーを出すよう指示した（いわゆるグーパーで決めた。）。

2学期以降、当該生徒に対して集中的にいじめが行われ、10月下旬～11月上旬にかけて、当該生徒の日記にいじめを原因とするひどい孤立感や自己肯定感の喪失等が現れた。自殺行為をしたのがこの時期と近接

した11月10日であること、この日にあったガラス破損に関する指導後にいじめとクラス内での孤立を極度に恐れ、これ以上苦しみが続くことが耐えられない趣旨の発言をしていることから、いじめがなければ自殺はなかったと推認されるため、いじめと自殺は因果関係があったと判断した。なお、ガラス破損に関し当該生徒は担任に、関係生徒が壁をたたいたことにより割れたと訴えたが、この発言は今後再びいじめられるかもしれないという恐怖心に結びつき、当該生徒をさらに深い苦しみへと陥れ、自殺の引き金になったといえるとも判断した。

3-3-2 重大事態へと発展した経緯及びその間の課題

当該生徒の3年時のクラスには、親しく付き合っていた生徒はおらず、席が近くになった生徒と関係性を構築していった。6月上旬、関係生徒が、禁止されている携帯電話を校内に持ち込んだ件があった。当該生徒は以降、関係生徒と距離を置いたが、「当該生徒に無視されている」等と周囲に言いふらされ悩み、自ら関係生徒に申し出、再び一緒に行動するようになった。当該生徒は、関係生徒と休み時間や教室の移動等と一緒に行動することが多かった。自殺行為の当日も、誘われて飾ってある絵を見に行った。一緒に行動しているときに暗い表情であり、心理的苦痛を感じながら行動していたであろうことは容易に推測できる。

当該生徒は、関係生徒らクラスメートと交換ノートをしていた。日記を見てみると、関係生徒の突然の態度急変に対し、当該生徒が即座に謝り、何とか「仲の良い」関係を継続し、「安定」を求めようと必死に自分の心を変容させている行動としてみることができる。

本件事は、担任の学級運営や指導等が、クラス生徒の関係性に変化をもたらし、当該生徒に対するいじめを誘発し助長させた。いじめと担任の指導等が、いわば一体的に補完し合いながら、当該生徒を追い詰めていった。教員が誰一人としていじめを認識せず、何らかの対処もしなかった。担任と生徒の間には、信頼関係が形成されていなかった。担任も他の教員も、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないアンテナを張っていなかった。当該校は、いじめの早期発見のための取組を掲げているが、十分に行われていたとはいえない。進路指導に関して担任が、私立高校受験について「今後の生活態度を見て」と言ったことで、当該生徒と保護者は2学期には学校を休めないと考えた。いじめで学校に行かないことは一つの選択肢であるが、苦しむ当該生徒を絶対に休めないと思い込ませた可能性があり、心理的負担の可能性を否定できない。

当該生徒と関係生徒の計3名が揃って担任の授業に遅刻したことが数回あった。教室の前に来るように指示したが、指示に従った当該生徒のみを他の生徒の前で叱責した。これは、当該生徒に理不尽な思いなどを抱かせたほか、担任の無力、頼りなさを生徒に示し、周囲の生徒の行動にも影響を与えた。さらに、関係生徒には担任に対して優位に立っているという意識を持たせ、いじめなどの問題行動を助長し新たないじめを誘発させうる土壌を作った。

3-4 福島県（2017）

3-4-1 概要

平成27年9月18日、県立高校（本稿では以下、「当該校」と略記。）において、2年生の女子生徒（本稿では以下、「当該生徒」と略記。）が校舎内で自死するという事案が発生した。県教育委員会は、法に規定する重大事態として捉え、同年9月30日に福島県いじめ問題対策委員会（本稿では以下、「対策委員会」と略記。）を設置し、いじめ事実の有無と、いじめと自死との因果関係について明らかにするため諮問した。平成28年2月19日、対策委員会は調査報告書を提出した。同年2月21日、教育長が県教育委員会の考え方と今後の対応を当該生徒保護者に説明し、翌日に調査報告書を公表した。3月30日、法に基づき県教育委員会から知事に調査結果の報告がなされた。その際、当該生徒保護者から、再調査の申立書が提出された。その後、知事から福島県いじめ問題調査委員会（本稿では以下、「再調査委員会」と略記。）に、重大事態についての検証について諮問があり、調査結果報告（本稿では以下、「再調査報告書」と記述。）をまとめた。

再調査報告書には、次のような指摘がある。

- ・平成26年8月の3年生引退後から10月末まで

いじめ加害生徒（本稿では以下、「関係生徒」と略記。）は、当該生徒の挨拶や声かけを無視し、乱暴な言葉で注意した。また、当該生徒だけ廊下に出しパート練習から除外した。さらに、3年に1度開催される公演会直前に「音を出すな」と言い、当該生徒だけに吹きまねをさせた。

- ・平成26年11月から平成27年3月まで

関係生徒は、当該生徒が原因でアンサンブルコンテストのオーディションに落選したかのように何度も責めた。また、当該生徒が音を鳴らすとにらみパート練習から除外し個人練習をさせた。さらに関係生徒は差し入れを配る際、当該生徒にだけわざと落とし、拾わないことがあった。

- ・平成27年4月以降

春合宿において、関係生徒は当該生徒を離れた場所で個人練習させた。また、ミーティングでは「生理的に一緒に空間にいると呼吸困難になる」等の人格を否定する発言をした。さらに、1年生には盗癖があると伝え、重要性の低いテナーサックスをやらせた方がいい旨を申し送った。加えて当該生徒に部活動の一部情報を送信せず、休部後は部活動情報を一切送信しなかった。

これらの言動は当該生徒に心理的な影響を与える行為であり、心身の苦痛を感じていたことから、いじめと認定した。また、関係生徒のいじめ及び当該校の不適切な対応と当該生徒の自死には、因果関係があると判断した。

3-4-2 重大事態へと発展した経緯及びその間の課題

当該校では、平成26年4月、「学校いじめ防止基本方針」が策定され、「いじめ対策委員会」が設置されたが、活動はほとんど認められず、いじめ防止の啓発や研修も見られない。学校全体にいじめへの警戒感が希薄であり、同方針にあるアンケート調査や防止対策会議等は行われず、同委員会は機能していなかった。

教職員は、他の教職員に意見や介入することは控える傾向があり、組織的対応につながりにくい風土であった。さらに、学年を超えて情報共有が必要な事案等について、どのように連携するのか決まっておらず、管理職による適切な介入も確認されなかった。

当該生徒1年次の欠席や早退は学業が原因と理解し、関係生徒との問題に到達できなかった。2年次の4月下旬、担任が部活動内で悩んでいることを察知して学年会で対応を検討し、顧問が関係生徒を指導する方針を決定した。5月下旬の学年会では、顧問から「関係生徒に事情聴取したところ、『私の方が被害者である』と言い張った」との報告がなされ、顧問が指導を継続し様子を見守ることとしたが、それ以上の追及、指導、事実確認、措置、再発防止策を取らず、当該生徒と関係生徒の見守りや観察も行わなかった。6月上旬、担任が当該生徒と個別面談を行い休部することを助言し、休部を決断したため本件をいじめとして扱わず、また、生徒指導部案件ともせず必要に応じ指導していく方針を決定した。これら学年会の判断は、いじめの理解を誤っており、当該生徒のいじめ問題について学校がとるべき適切な対応を怠った。

関係生徒の担任は平成27年5月中旬、当該生徒と関係生徒とのトラブルを学年会に報告した。学年会では部活動の問題であるので顧問が対応すべきと、学年での情報収集や事実確認などをすることはなかった。平成27年度、当該生徒は3回のカウンセリングを受け、関係生徒から受けた仕打ちにより長期欠席していたこと、医療機関を受診し抗不安薬を服用していたこと、部活動のパート編成を変えられたことにより部活動に行けずに悩んでいることなどを相談した。相談の内容はコンサルテーションを経て、各学年会や教頭、校長にも報告されていたが、いじめの認知やいじめ防止対策の実施にはつながらず、また校長及び教頭は、積極的な介入は行わなかった。

関係生徒は、当該生徒との関係について顧問に複数回相談したが、顧問の助けを得ることができなかった。また、関係生徒は、当該生徒への接し方がいじめにあたるとの指導を受けることはなかった。当該校が適切

な支援や指導を怠ったことは、当該生徒に対して重大な影響を与えただけでなく、関係生徒に対して自己の行為を改める機会を失わせる結果につながった。

3-5 鹿児島県 (2019)

3-5-1 概要

本件は、県立高校（本稿では以下、「当該校」と略記。）1年に在籍していた男子生徒（本稿では以下、「当該生徒」と略記。）が、平成26年8月20日午後9時ごろ、自宅において縊首しその後死亡した事案に関して、県教育委員会が設置した鹿児島県いじめ調査委員会（本稿では以下、「調査委員会」と略記。）が法第28条第1項に基づき行った調査について調査報告書をまとめた。これに対し、当該生徒の家族から、結論は容認できるものではなく、調査不十分、個別聴き取り調査対象者の偏り、いじめ認定の評価の誤り等を指摘する内容の「意見書」が提出された。県教委は、知事へ家族の意見書も添付し調査結果を報告した。その後、平成30年1月11日、知事と当該生徒家族との面会が行われ、知事は法第30条第2項に基づく再調査の実施を決定した。県は同年3月、鹿児島県いじめ再調査委員会（本稿では以下、「再調査委員会」と略記。）に再調査を諮問した。再調査委員会は、納豆巻き等がカバン棚等に入れられていた件、スリッパ（本稿では以下、「上履き」と表記。）隠しの件について、いじめにあたりと判断した。

納豆巻きとは、平成26年6月頃の朝課外⁴が始まる前の時間帯に、行為者（本稿では以下、「関係生徒」と略記。）が故意に当該生徒のカバンの中に賞味期限切れの納豆巻きを入れたことが少なくとも1回はあった件で、当該生徒と親しかった同じクラスの元生徒⁵のアンケートの回答では、当該生徒がショックを受けているように思えたとのことである。また、他の聴き取り調査においても、当該生徒が亡くなり報道前の時点で、原因について生徒間では、納豆巻きの件が話題に上がっていたという回答が複数あることから裏付けられる。

上履き隠しとは、当該生徒の上履きがなくなり、「隠された」として探していた件である。なくなったのは朝課外の始まる前の時間帯で、見つかったのはその後の午前中の休み時間であり、当時の担任と一緒に探した。時期については、納豆巻きの後で、他の友人も一緒になって探し回っていたことから、当該生徒が何者かに隠されたのではないかと焦っていたことは明らかで、しかも故意に隠されたと分かるような場所（1階昇降口横の男子トイレ）から出てくれば、心に痛みを覚えたことは明白である。当該生徒には、それ以外にも「いじり」や「からかい」という形で、心理的苦痛を感じる「いじめ」が繰り返されていた。

なお、自死直前の当該生徒の変化がもっぱら学校関係で生じているのに対して、自死の直前に至っても家事を行い家族への気遣いを見せていること、家族と過ごした夏休み期間の様子からすれば、家族との関係が自死に影響を与えたとは考え難い。したがって、いじめを中心とする学校における事情が自死に大きな影響を与えたと判断した。

3-5-2 重大事態へと発展した経緯及びその間の課題

自死発生前、学校は当該生徒にいじめがあったことを認知していなかった。納豆巻きの件については、教師のいない教室での出来事であり、学校が認知できなかったのはやむを得ない。一方で、上履きの件については、担任自身も探しており、いじめを把握できる機会があった。担任は「人にされたものなのか。いじめ的なものなのか」と聞いたが、当該生徒は否定している。また、同じクラスの他生徒も、一部は心理的苦痛を感じているのではと思ったが、多くはこのエピソードを知らず、知っていても心理的苦痛を感じていると捉えていなかった。

担任はその後間もなく入院したため、いじめを認知できなかった点について、学校に大きな問題があったとすることはできない。ただし、上履きの件でいじめの可能性を感じた担任が、他生徒にも確認していれば、その前の納豆巻きの件について把握ができた可能性がある。納豆巻きの件では、他生徒が関係生徒に注意し

ており、いじめと認識している生徒もいたと思われ、他生徒への確認によって、いじめや当該生徒の悩みに気付くことができた可能性はある。また、このようなエピソードが副担任に引き継がれ、部活動顧問も含めた他の教職員と情報共有できていれば、いじめを認知し当該生徒の自死を防ぐことができた可能性がある。しかし、そのような引継ぎや情報共有は全くなされてない。担任が入院となれば、生徒に関する引継ぎや情報共有は重要だったはずで、その不足は問題であった。

また、当該生徒は、前期夏季補習を3日間欠席し、後期も初日から3日間休んでいる。7月28日及び29日は副担任Yが当該生徒から発熱で欠席する旨の電話連絡を受け、30日は副担任Zが自宅に電話し、当該生徒から熱が下がらないので欠席するとの連絡を受けた。8月18日は副担任Yが当該生徒から携帯電話宛に発熱で欠席する旨の連絡を受け、19日には電話連絡や確認はなかった。自死した20日は、副担任Zから自宅に電話したところ、家族を名乗る人物が電話に出、その後本人に代わり下痢で欠席する旨の回答があった。このとき家族は自宅におらず、当該生徒が家族を装っていた。2人の副担任がそれぞれに対応していたことから、当該生徒の問題に気付かなかつたばかりか、保護者への確認もなく情報共有の欠如に大きな問題があった。

また、部活動合宿において当該生徒が孤立しているような状況を上級生は確認しており、これもうつ状態や所属感の減弱状況の表れの可能性が高いが、顧問はこれに気付かず、把握したのは自死後であった。仮に、部活動顧問に対して前期夏季講習で3日間連続欠席していたことが伝わってれば、顧問としても当該生徒の様子を気かけ、当該生徒が孤立しているような状況を確認することができた可能性があり、当該生徒の精神状態に気付くことができた可能性もあった。

4. 報告書提言から

各報告書では同様事案の再発を防止するために提言が示されている。しかし、提言に関しては事案ごとに関係生徒の年齢など発達段階に相違があり、またいじめのきっかけや背景、在籍校の雰囲気やいじめに関する取組などが異なるため、同列に扱うことは適切ではない。そこで、どの児童生徒にも、どの学校にも同様な状況を引き起こす可能性があり、今後の各学校での実践の参考となりそうな項目に着目し示すこととする。

提言は、いじめについての意識改革や組織的対応の重要性など学校や教職員のあり方に関する事、生徒への指導にあたり実行すべきこと、保護者との情報共有や協働に関する事、今後の取組にあたり参考となる事、重大事態の発生に伴う教育委員会等の取組について、などに分類できる。

4-1 学校や教職員のあり方に関して

4-1-1 教職員の意識改革

鹿児島県（2019）では、いじめへの正しい認識をもつことについて、「学校や教職員には、どの学級でもどの学校でもいじめは生じること、見えにくく分かりにくいいじめをいかに早く認知し適切に指導するか、他生徒の言動によって苦痛を生じる状況を減らしていくこと、など正しい認識が求められる。」としている。また、福島県（2017）でも、いじめの定義に関する正しい理解を全教職員で共有することを求め、「本人がいじめと認識していないからいじめではない、という理解は明らかに誤りである。また、教職員らがいじめを疑わせる事情を把握していて、心身の不調を訴えて学校を休みがちになっているのに、いじめではないからと特段の対応を取らないのも誤りである。法の定めるいじめの定義の理解を全教職員に徹底させ、見逃すことなく適切な対応を取る必要がある。」としている。また同報告書ではさらにいじめかどうかを即断せず、いじめの疑いがあればいじめ防止措置をとることを求めし、「疑わしい端緒をつかんだ場合には、いじめがあるかもしれないと積極的に対処することが求められる。また、被害を訴えない生徒がいることを自覚し、

注意深く観察や見守りを行う必要がある。教職員がいじめの認知に消極的な態度をとり、結果として、見逃すようなことがあってはならない。」と教職員のあり方を問うている。また、加古川市教育委員会（2018）では、「いじめをキャッチし、いじめ認知件数を増やすために教員の意識改革が必要である。」と提言した上で、「中2の6月に、学校生活アンケートで、いじめられている旨の回答をした。しかし学校は、何ら対応をしなかった。対応していれば、当該生徒は、無力感から脱することができ、自死行為をせずにすんだと考えるのが合理的である。」と教職員に意識改革を求めている。

4-1-2 組織的対応

福島県（2017）では、法、国及び県の基本方針、学校基本方針に基づいた取組、とりわけ組織的な対応を徹底することを求め、「法及び基本方針を全教職員に再認識させ、対応を徹底させなければならない。いじめ対策委員会が情報共有や組織的判断の機能を果たしていなければ直ちに改善し、実効性のある態勢を整えなければならない。」としている。鹿児島県（2019）では、教職員の連携・情報共有について、「法第22条は、『学校におけるいじめの防止等の対策のための組織』を置くものとしている。本来、いじめの認知等は、特定の教職員が行うのではなく当該組織で行われるべきであり、その対応も特定の教職員が抱え込むことなく、当該組織において、組織的に実効的な対応を検討し実施する必要がある。その際、いじめが解消に至るまで被害生徒や加害生徒の様子を注意深く観察し、被害生徒への支援を継続させる必要があることはいうまでもない。いじめへの対応を行う上で要となる組織であるため、名目上設けるのではなく、実質的に機能させなければならない。」と、組織的対応の重要性を指摘している。

4-2 生徒への指導に関して

所沢市教育委員会（2019）では、「教育活動の基盤は生徒一人ひとりの的確な理解である。生徒はそれぞれ異なる能力や適性、興味・関心をもつ。学級担任をはじめ、生徒に関わるすべての大人は、日頃のふれあいを通して一人ひとりの生徒と信頼関係を築き、多面的・総合的に理解し、個に合った支援を行う責任がある。」「そして、生徒の悩みに誠実に寄り添い、持てる力の全てを尽くし対応すること。」と提言している。鹿児島県（2019）では、個々の生徒の個性に着目した指導を求め、「生徒それぞれに個性があり、多様な考え方や感じ方があることを理解させておくことにより、いじめの加害者指導も被害者対応もより効果的に行える。つまり、普段から生徒の個性に着目したクラス、部活経営を行えば、同種の事態の発生防止につながる」と指摘している。さらに、「生徒自身が主体的に取り組むいじめの対応過程は、生徒集団一人ひとりが他者とともに生きる生き方の指導にもなり、教科指導と同等の教育的価値を有し、具体的な教育実践が求められる。生徒らによるいじめの解決が誤った方向に行かないように、学校や教職員らは模範を示し、さらには必要な範囲で指導等を行っていくことである。」と、生徒自身が主体的にいじめ問題に対応することの必要性について言及している。福島県（2017）では、関係が改善されたように見えても、継続的かつ慎重な見守りを行うことを求め、「いじめ防止措置等によって生徒同士の関係が改善され、落ち着いたように見える場合であっても、継続的な見守りを行い、さらなる支援が必要かどうかを慎重に観察しなければならない。」と提言している。

4-3 保護者等との情報共有、協働に関して

加古川市教育委員会（2018）では、「いじめの理解と認識の共有を教職員全員がもち、生徒や保護者もこれらを共有し、組織によるいじめの認知と対応を実践していくべきである」と、生徒や保護者との共通理解を深め取り組むことが必要であると指摘している。福島県（2017）では、保護者への適切な情報提供について、「いじめに関する情報共有を徹底する。（途中略）学校から積極的に保護者に連絡し、連携を深めることが重要である。」と指摘している。

4-4 今後の取組に関して

4-4-1 記録文書の作成、保存、管理、活用

取手市教育委員会（2019）では、「取手市調査委員会は、保護者からの法第28条に基づく調査委員会には当たらないとの申し入れを受け、平成29年6月12日付けで解散した。この際、調査の記録を全て廃棄した。調査委員会の解散がやむを得ないとしても、記録は公文書であるとともに、茨城県受託調査委員会の円滑な調査を阻害したことも否めず、このような文書廃棄は断じてあってはならない。」と文書保存と管理のあり方について言及している。福島県（2017）では、いじめまたは生徒間のトラブルに関する情報の記録化、活用について、「いじめ又は生徒間のトラブルに関する情報は、できる限り会議の議事録や記録として残し、その後の対応に活用すること。同様の事件を二度と繰り返さないため、情報の記録化、活用方法を検討すべきである。」と指摘し、記録文書の作成、保存、管理及びその積極的な活用について言及している。

4-4-2 情報モラル教育の推進

所沢市教育委員会（2019）では、インターネットでの二次被害への対策の必要性を取り上げ、「事案発生後の『ネット掲示板』による二次被害が深刻であったため、生徒、保護者、教職員がSNSを利用する際のルール等について、率直かつ気軽に話し合える雰囲気を作ることが大切である。」と提言している。福島県（2017）では、インターネットを通じた誹謗中傷、プライバシー侵害の阻止のための体制を整えることに関し、「当該生徒が亡くなったことに関しインターネットや携帯メールを通じて、不適切又は誤情報が広まり、関係者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害する情報が発信された。今後は生徒に対し、安易に他者の人権を侵害しないよう教育する必要がある。また、教育委員会が警察や法務局と連携し、誹謗中傷、プライバシー侵害を阻止できる体制を整えておき、実際に重大事態が発生した際は人権侵害への対応を行うべきである。」と情報モラル教育の推進について指摘している。

4-5 重大事態の発生に伴う教育委員会等の取組に関して

取手市教育委員会（2019）では、平成27年12月の時点で市教委は調査組織を設置すべきであったとして「12月に保護者は、市教委に本事案がいじめを原因とする自殺であると訴え、「公平な第三者」による調査依頼を行った。この時点で、『重大事態』に該当することは明らかであり、市教委は、調査委員会を設置すべきであった。市教委は、両親からの訴えを真摯に受け止めず、文科省や県教委等に確認することもなく、法令に対する無理解から、法に基づく調査委員会の設置を怠り、その対応は違法である。」と指摘し、また市教委の調査方法について、「生徒からのヒアリングは、市教委職員が短時間で実施し、矢継ぎ早に質問し回答が無ければ次に進んだ。発言で気になる内容があっても見過ごし、確認しなかった。調査は表面的・形式的に実施され、調査の実質を備えていない。重大事態として調査組織を設置する義務を怠っただけではなく、極めて不十分な調査を実施して本事案の結論を導こうとしたものであり、その姿勢は容認されない。」と調査のあり方について厳しく指摘している。また調査に関する役割分担について所沢市教育委員会（2019）では、「本事案は、発生の状況から自死が疑われ、また、発生直後に行なわれた生徒に対するアンケートではいじめを示唆する情報も寄せられていた。学校調査が先行し、調査員による調査は、約半年が経過した平成29年12月下旬からであった。本事案の対応は、文部科学省の『子供の自殺が起きたときの背景調査の指針』に基づいた。しかし、「基本調査」の段階で、教職員には生徒への対応と同時に調査を行なうという過度な負担がかかった。教育委員会は、早期に調査員等を設置して専門家による調査を開始するとともに、生徒への対応と調査を分離することで、教職員の過度な負担を軽減すること。」と指摘し、調査に関する学校の負担軽減を図ることを求めている。

5. 考察

本稿で取り上げたいじめ重大事態報告書からは、案件ごとにそれぞれ取組に大きな課題があったことが読み取れる。また、通常では考えられない指導や対応も散見される。そのことが重大事態を引き起こした要因となったものとする。しかし一方で、いじめの見落としや情報共有の不徹底など、どの学校にも起こり得ると考えられるところもある。つまり一つ間違えば、本稿で扱った5事案と同様な結末を迎えかねない可能性がある。このことは、小学校での重大事態報告書を分析した酒井（2020）の結果とも共通する。いじめ重大事態を回避するためには、最低限のこととして法を理解し規定された事項の遵守が不可欠であるのに対し、法の未理解や曲解により重大事態へと至ったと思われる案件があった。そこで、法の規定を確認しながら、再発防止の視点から以下に考察を進める。

法第1条では法について、「いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、（途中略）いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」としているが、先ずはいじめに特化した法が施行されている事実やその背景を強く意識する必要がある。また、いじめの定義については、文部省及び文部科学省による昭和61年度、平成6年度、平成18年度のそれぞれがあるが、これらはすでに変更され現行では法第2条に定義されている。変更を経て、従前の定義とは大きく異なっていることを再度認識しなければならない。

さらに、いじめ案件を特定の教職員が抱え込むことによって重篤化し、場合によっては悲惨な結末を招いてしまったという過去の教訓をもとに、法22条が「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の設置を義務づけていることを重く受け止める必要がある。このことはただ単に、いじめに対応するための組織を設置すればよいというのではなく、実効性のある組織的実践が求められている。つまり、各教職員が日常の教育活動から生徒一人ひとりの特性や状況を把握した上で、教職員が協働し組織的、継続的な実践を励行することがポイントとなる。案件にもよるが、少なくともいじめに関する情報は教職員間で共有することが不可欠である。

また、法は第4条で、「児童等は、いじめを行ってはならない。」と児童等へいじめを禁止している。この事実をどれだけ児童生徒が認識しているのだろうか。この条文の対象者である全児童生徒に同条を早急に伝え、理解させる必要がある。さらには、第9条では保護者に対して、児童等がいじめを行うことのないよう規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう、その責務等を明らかにしている。さらに、同条第3項では保護者に対し、学校等が講ずるいじめの防止のための措置について、「協力するよう努めるものとする」と規定されていることから、学校等と保護者との関わりはこれまで以上に重要となる。つまり、単に学校が保護者に説明責任を果たすだけでなく、学校と保護者が協働して取り組むことが求められている。そのための関係性の構築は不可欠である。

ところで、これまではいじめ被害者、加害者の和解があれば、教職員など第三者は解決し解消したものと判断し、やがてその事実すら忘却することがあった。しかし、いじめはいつ再発するかわからない。実際にそのような事案は枚挙にいとまがない。そこで、記録に残し、継続的に状況観察を行うことが効果的と考える。つまり、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」の会議録や児童生徒理解・支援シート⁶⁾等に、いじめ案件の内容等を確実に記載し、組織的に管理、保存、管理及び積極的な活用を図ることが、今後ますます重要になるものと考えられる。

さらに、文部科学省（2019）が示すように、パソコンや携帯電話等によるいじめの発生は、中学校では全発生件数の8.3%、高等学校では18.1%を占め、しかも年々増加している。さらに、本稿で取り上げた複数の案件において、自死事案発生以降、SNS上で当該生徒の尊厳を傷つけるような情報が拡散したこともあり、

今後は情報モラル教育を推進する必要がある。

さて、重大事態が発生した後、法第28条が規定するように、「速やかに」、「学校の設置者又はその設置する学校の下に組織をもうけ」、「調査を行う」必要があることは言うまでもない。しかし、実際は調査開始までかなりの時間を要することが多い。とりわけ、法第28条第2項の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」では、既述のように文部科学省（2016）及び文部科学省（2017）は、不登校重大事態については欠席日数が年間30日であることを目安としながらも、目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要であるとしている。従って、欠席日数だけにとらわれるのではなく、状況が好転しているかどうかを判断基準に加えるなど迅速な対応が必要となる。

また、同条第3項では「学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は」、「調査」及び「情報の提供について」、「必要な指導及び支援を行うものとする」と明記している。当該校には事案発生後も関係児童生徒や教職員がいることから、迅速、客観、公正、公平な調査にかかりきりになることは困難を伴う。そこで明確な役割分担に基づいた十分な調査体制の構築を図るなど教育委員会からの適切な指導や支援が重要となる。

6. 終わりに

平成8年、「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」と文部大臣が緊急アピールを出した。この状況は現在も変わることはない。緊急アピールからは、いじめを子どもたちの危機ととらえその取組が求められているものと理解する。つまり、いじめを学校における危機管理の対象として位置づける必要がある。

危機管理について、森本ら（2017）は、「危機管理にとって情報は成否の8割を決めるくらいに重要である。適切な情報がなくては適正な決断ができない。情報が誤っていると、誤った決断が行われることになる。しかし、情報収集には手段が必要であり、その手段は危機が発生した時になってから急に求めることは無理である。」と日常からの情報収集の重要性を説明している。いじめに関してもその対策の根幹として、組織を挙げての情報収集や共有が極めて重要である。

ところで、いじめ重大事態を回避するには、酒井（1997）が示したように、相談・観察等の機会確保など日常からの取組、組織的な対応などの指導體制のあり方、道徳科や学級活動などを核とするいじめを否定する児童生徒間の世論づくり、いじめが認知された際の継続的な指導、保護者への情報提供・連携強化など、これまでに効果的とされてきた経験則を基にした取組を継続することが大切である。その一方で、法が求める取組について確実に行う必要があることは言うまでもないが、法の求めに応じていじめが未然に防止でき重大事態にはならないわけではない。松木（2020）が「子供たちと日々接していると、一見つらそうに見えなかったり、加害者とむしろ仲良さそうにふるまったり、ということもある。教員が気にして声をかけても笑っていることもある。しかし、その笑顔の裏には「どうせ大人に相談しても助けてもらえない」「大人に言うとかえっていじめがひどくなる」といった絶望が隠れていることがある。」と指摘するように、教師の存在意義がますます重要になっていると考える。さらには、滝（2007）は、学校におけるいじめ対策の現状と限界について解説し、「いじめは主に学校を舞台として起きる行為ではあるが、必ずしも学校（教師）だけで解決・解消できる問題ではないからである。学校関係者はもとより、子どもに影響を与えることができる位置にいる大人たちすべての意識が変わっていくことは、いじめの解決・解消にとって有益かつ不可欠である。」と論述しているように、子どもを取り巻く全ての大人が問われていると認識すべきである。

本稿では、いじめ重大事態報告書から、重大事態に至った要因等を分析、考察した。同様な案件を発生させないために、各学校をはじめ教育委員会や子どもを取り巻く全ての大人が、さらに資料を分析し、検討や

実践を重ねることが必要であろう。

【注】

- 1) この調査では暴力行為、いじめ、出席停止、長期欠席（不登校等）、高等学校中途退学等、自殺、教育相談の各項目をについて実施している。いじめに関しては国公私立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会が対象である。いじめの認知（発生）件数に関しては、小・中・高とも昭和60年以降のデータが蓄積されている。
- 2) 所沢市教育委員会（2019）には「デイリーライフ」と記載されている。生徒が毎日担任に提出する生活記録的な冊子である。
- 3) 取手市教育委員会（2019）によれば、行事などがある思い出として友人からのメッセージを書き込むものであり、卒業時に各生徒に手渡される。
- 4) 始業前の「0時間目」の授業である。九州地方の高等学校で実施されていることが多いが、規模や学習内容等については学校ごとに異なる。
- 5) 事案発生は平成26年8月であったが、再調査委員会が再調査の諮問を受けたのは平成30年3月であり、再調査時に同級生はすでに当該校を卒業した後であった。
- 6) 支援の必要な児童生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を情報共有し、組織的・計画的・継続的に支援を行うことを目的として、学校が組織的に作成する。

【参考文献】

- 福島県（2017）：いじめ防止対策推進法第30条第3項に基づく調査結果報告、<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/400870.pdf>参照。（2020年11月3日最終確認）
- 鹿児島県（2019）：鹿児島県いじめ再調査委員会調査報告書、http://www.pref.kagoshima.jp/ab04/kyoikubunka/school/shiritu/documents/70947_20190329153447-1.pdf参照。（2020年11月3日最終確認）
- 加古川市教育委員会（2018）：加古川市いじめ問題対策委員会調査報告書、<https://www.city.kakogawa.lg.jp/material/files/group/100/tyousahoukokusyo.pdf>参照。（2020年11月3日最終確認）
- 粕谷貴志（2017）：いじめの定義の理解と求められる教育実践、奈良教育大学教職大学院紀要「教育実践研究」、第9巻、109-114
- 松木秀彰（2020）：児童虐待・いじめの現状と文部科学省の取組、法政論叢、第56巻第1号、79-90
- 松永邦裕（2017）：いじめ問題に関する学校現場の抱える課題、福岡大学人文論叢、第48巻第4号、1055-1067
- 松浦善満（2013）：いじめ事件の教訓と提言、和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要、No.23、1-7
- 文部科学省（2016）：不登校重大事態に係る調査の指針について、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1368460.htm参照。（2020年11月3日最終確認）
- 文部科学省（2017）：いじめの防止等のための基本的な方針【改訂版】、https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/01/04/1400142_001.pdf参照。（2020年11月3日最終確認）
- 文部科学省（2019）：平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について、https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/10/1422020.htm参照。（2020年11月3日最終確認）
- 森本敏、浜谷英博（2017）：国家の危機管理、海竜社
- 森田洋司（1999）：いじめによる被害発生率とその国際比較、人文研究大阪市立大学文学部紀要、第51巻第9分冊、5-19
- 酒井徹（1997）：いじめ克服の日常プログラム、学事出版
- 酒井徹（2020）：いじめ重大事態報告書から明らかとなったいじめ方策、玉川大学教職大学院教師養成研究

紀要、第12号、1-15

総務省（2018）：いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告、https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0316.html参照。（2020年11月3日最終確認）

滝充（2007）：Evidenceに基づくいじめ対策、国立教育政策研究所紀要、第136集、119-135

滝充（2014）：いじめの調査結果について、教育委員会月報、66（8）、7-11

所沢市教育委員会（2019）：所沢市いじめ問題対策委員会調査報告書【公表版】、https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kosodatekyouiku/kyoiku/kyoiku20191205141053759.files/houkokusho_29.pdf参照。（2020年11月3日最終確認）

取手市教育委員会（2019）：取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会調査報告書（全体版）、<https://www.city.toride.ibaraki.jp/seisaku/shise/machizukuri/oshirase/documents/310320chosahoukokusho-zentai.pdf>参照。（2020年11月3日最終確認）

吉田浩之（2017）：いじめ防止基本方針を踏まえた取り組みの現状と課題、群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編、第66巻、241-256